

17

早期から卒業後へ支えつなげる特別支援教育 (横の連携)

第3期プラン 1-(5)-イ

1

障害のある幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核としたネットワークを活用するとともに、市町組合教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民との連携を深める。

令和4年度
重点実践事項

● 「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」「医療的ケア実施体制ガイドライン」等を活用した関係機関等との連携の充実

実践目標

1

連携による切れ目ない支援体制を充実する

① 継続的な教育相談・支援による就学の推進 幼小中特

障害のある幼児児童生徒を居住地域で受け入れるという意識をもって、就学相談等を行う。また、個別の教育支援計画等に、健康、学習、発達、成長という観点から、本人・保護者への情報提供、継続的な相談や懇談等を行い、就学や進路に関する合意形成を図りながら定期的に見直しを行う。

② 特別支援学校のセンター的機能の活用 全

特別支援学校の専門性を障害種別の異なる特別支援学校間で相互にいかし合うとともに、小・中・高等学校等で中核となる教員の専門性の向上を図る。さらに、エリアコーディネーターと連携し、小・中学校の校内支援体制を充実する。

※エリアコーディネーター…小・中学校が主体的に課題に対応し解決できる力の向上を図るため、各教育事務所において「教科等指導員(特別支援教育)」として委嘱している。

重点! ③ 福祉・医療等関係機関との連携 全



学校等は本人・保護者の願いを中心に据え、安全・安心で適切な支援を行うため、個別の教育支援計画とサポートファイルとの整合を図る。その際、「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」や「医療的ケア実施体制ガイドライン」を活用し、関係機関等と効果的な支援方法等を共有する。

重点! ④ 障害者理解等共生社会の実現に向けた理解啓発 全



地域住民や保護者の特別支援教育に関する理解が深まるよう、学校の取組を学校だよりやホームページで発信する。また、地域社会や関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、積極的に理解促進を図る。

関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

| | |
|------------------------------------|-----------|
| ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方リーフレット | (R3 県教委) |
| 小・中・高等学校における連携による効果的な実践普及啓発リーフレット | (R3 県教委) |
| 障害のある子供の教育支援の手引 | (R3 文科省) |
| 高等学校における障害のある生徒等への進路指導ガイド | (R2 県教委) |
| 「学校で学び合う 地域で学び合う 生涯学びつづける」リーフレット | (R2 県教委) |
| 「特別支援学校の子どもたちに「副次的な学籍(副籍)」を」リーフレット | (R2 県教委) |
| 副次的な学籍ガイド～共に助け合う地域でつながりをめざして～ | (R2 県教委) |
| 「学校における医療的ケア」リーフレット | (R2 県教委) |
| 教育・家庭・福祉の連携マニュアル | (R2 県教委) |
| 兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン 改訂 | (R3 県教委) |
| 特別支援学校のセンター的機能活用のための「支援マップ」改訂 | (R2 県教委) |
| 「兵庫県立高等学校における通級による指導」実践事例集 | (R2 県教委) |
| 「兵庫県立高等学校における通級による指導」リーフレット | (R1 県教委) |
| 「高等学校における特別支援教育」リーフレット | (R1 県教委) |
| 「企業内実習ご協力のお願い」リーフレット | (R1 県教委) |
| 兵庫県特別支援教育第三次推進計画 | (H30 県教委) |
| 小学校・中学校教職員のための特別支援教育ハンドブック | (H30 県教委) |
| 兵庫県立高等学校における特別な教育的ニーズへの対応 | (H30 県教委) |
| 「中学校と高等学校の連携を図った特別支援教育の推進」リーフレット | (H29 県教委) |

教育・家庭・福祉の連携

児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル

| | |
|--------|--|
| 安心・安全性 | ・児童生徒の引き渡しや訪問のルール等を決める。 ・緊急時の対応等も含めた必要な情報を共有する。 |
| 一貫性 | ・学校でも事業所でも家庭でも一貫した指導・支援を行えるよう情報を共有する。 |
| 合理性 | ・どの学校でもどの事業者でも、同様の理解のもとづく連絡・連携体制等を整備する。 |

学校における医療的ケア

「医療的ケア」とは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、痰の吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指します。「学校における医療的ケア」は、医療的ケアが必要な子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うことを目標としています。

また、令和3年9月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

<参考資料>

- ・兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン 改訂 (R3 県教委)
- ・「学校における医療的ケア」リーフレット (R2 県教委)

学校生活をサポートする実施体制

